

令和 7 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

1 議 案 第 51 号 ~ 議 案 第 53 号 (降 壇)

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました議案第51号から議案第53号までについて説明申し上げます。

まず、議案第51号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、民生費、衛生費、農林水産業費及び教育費につきまして、国の施策である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する推奨事業に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億4,062万5千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、物価高騰対応重点支援事業のうち障がい者施設等支援ほか4件の事業に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

次に、議案第52号「令和6年度伊佐市水道事業会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援事業のうち公営企業会計の支援に要する経費に係る一般会計からの繰入れについて新たに措置するもので、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を650万円追加し、収益的収入の総額を3億6,596万円とするものであります。

次に、議案第53号「伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員の損害補償基礎額等を変更するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案3件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———